

北上市監査基準

令和7年3月3日
北上市監査委員告示第2号

北上市監査基準（平成25年北上市監査委員告示第2号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 一般基準（第5条—第11条）
- 第3章 実施基準（第12条—第17条）
- 第4章 報告基準（第18条—第22条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為の適切かつ有効な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（規範性）

第2条 この基準は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、この基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

（監査等の目的）

第3条 監査等においては、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、市政への信頼と住民福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第18条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の種類及び主眼）

第4条 監査等の種類及び主眼は、次に掲げるとおりとする。

（1）財務監査（法第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めて

いるか。

(2) 行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）

選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）

議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）

市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）

監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているか。

(8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条）

住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか。

(9) 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項又は公企法第34条）

市長の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか。

(10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項）

共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(11) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか。

(12) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

(13) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか。

(14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

(15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施し、定期監査の実施に当たっては、必要に応じて前項第2号に規定する行政監査を併せて実施するものとする。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

（倫理規範）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、独立かつ客観的な立場からこの基準に則り誠実に職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められることから、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（指導的機能の発揮）

第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

（リスクの識別と対応）

第7条 監査委員は、監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。なお、その場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（報告の徴取）

第8条 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

（監査調書等の作成及び保存）

第9条 監査委員は、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

（情報管理）

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うものとする。

（監査等の質の管理）

第11条 監査委員は、この基準に則ってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するとともに、監査等が適切に実施されていることを適宜確認するものとする。

2 監査委員は、監査委員事務局の職員等を適切に監督し、指導するものとする。

3 監査委員は、監査委員事務局の職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

第3章 実施基準

（監査等の計画の策定）

第12条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等（監査の人員、時間及び対象組織の体制をいう。以下同じ。）を総合的に勘案し、第4条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号から第15号までの年間計画並びに第1号、第2号及び第6号の監査に係る実施計画（以下「監査等の計画」という。）を策定するものとする。

2 年間計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査の実施方針
- (2) 監査等の種類及び実施基準
- (3) 監査等の対象及び実施時期
- (4) その他必要と認める事項

3 実施計画は、対象となる監査の実施までに策定し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の日程及び実施場所
- (6) 監査等の実施体制
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第13条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の実施手続)

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度、内部統制の整備及び運用状況を検討した上で、有効性、効率性、経済性、合規性等を考慮し、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

- 2 監査等は、監査資源等を考慮し、試査又は精査により行うものとする。なお、監査等の実施の結果、想定していなかった事象又は状況が生じた場合等必要と認めるときは、監査等の手続を追加して実施するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携)

第15条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(他者情報の利活用及び調整)

第16条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

- 2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

- 3 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

(見解等の聴取)

第17条 監査委員は、監査等を実施した結果導き出される意見及び勧告等に関する報告の決定前に、必要に応じて対象部局等の長から見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出)

第18条 監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（第4条第1項第9号の監査においては市長、同項第10号の監査においては他の関係普通地方公共団体の長）へ提出するものとする。なお、監査（第4条第1項第7号から第10号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第19条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の主な実施内容

(6) 監査等の日程及び実施場所

(7) 監査等の結果

(8) その他必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、第4条各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において適正と判断できる場合にはその旨及び監査委員が必要と認める事項を記載するものとし、重要な点において当該各号に定める事項が適正と判断できない場合にはその旨及び監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

4 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定できなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

（監査委員の合議）

第20条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第6号まで、第9号及び第10号に定める監査結果

(2) 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告

(3) 第4条第1項第12号から第15号までに定める審査意見

2 監査委員は、監査（第4条第1項第1号から第6号まで及び第10号に定める監査に限る。）の結果報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

（監査報告等の公表）

第21条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号に定める監査の報告について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の報告等）

第22条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。
- 3 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。